法人住民税WT議事（令和７年４月２５日～令和７年５月７日開催）

| # | 改正年度 | 施行日 | 分類 | 改正・要望内容 | 標準仕様書への反映 | 仕様書分類 | | | | | 標準仕様書改定内容 | | | | | | | （法人住民税WT）要件の修正に係るご確認事項 | | | | 回答事務所（地方団体構成員） | | 方針 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 機能要件 | 帳票要件 | 非常時業務継続系 | 帳票レイアウト | 業務フロー・シナリオ図 | ID | 要件名 | 要件（変更前） | 要件（変更後） | 標準仕様書見送し不要の理由 | 備考 | 検討分類 | 修正事由 | 確認事項 | 修正方針（事務局案） | 修正方針（事務局案）への回答 | ご回答の理由・詳細など | |
| 税務改正による標準仕様書見送し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | 無改正 | 無改正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方税法以外の法令・制度・システム等の改正による標準仕様書見送し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | eLTAXS統要改 | eLTAXS統要改により、e-Tax法人税データタイプ、別表16提出法人リスト、法人名簿・申告決議データタイプがWebAPIを利用して自治体システムに連携し可能となったことから、必要な機能を追加する。 | ● | ● | | | | | 新規 | 新規 | 【実装必須機能】<br>eLTAXと連携してe-Tax法人税データなどのみ必要なデータを取り込めること。<br><br>【理由の考え方・理由】<br>WebAPIを利用してeLTAXから地方システムに連携する必要があることから、実装必須機能としている。<br>必要なデータとは、e-Tax法人税データのほか、法人名簿・決議データ、e-Tax法人税データリスト、別表16提出法人リストを想定している。<br><br>要件（案）はシート「４１」を参照ください。 | | | 要検討 | eLTAXS統要改に対応するため。 | | Q9「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：江田保<br>・e-Tax法人税データ：40,000件（法人事業税で20,000件参照しており、都においては合計で60,000件参照しています）<br>・法人名簿・決議データ：1,500,000件（法人住民税・法人事業税双方の参照件数で、システムによる参照件数を含みます。）<br>・e-Tax法人税データリスト：0件（法人住民税でしかない、法人事業税で40,000件参照しています。）<br>・別表16提出法人リスト：0件（法人住民税・法人事業税ではは参照していません。固定資産税の賦課資産で参照していると思います。）<br>（広市）：江　1000<br>（大市）：法人名簿・決議データについては、月に１回CSVデータをダウンロードし、必要に応じて閲覧している。その他については、利用できておりません。<br>（広市）：江合研するとよくない<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：：「法人名簿・決議データ、e-Tax法人税データタイプ、別表16提出法人リスト」について<br>：現行システムが当該データの連携（取込み）に対応していないため、<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：市町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。<br>なお、本件は機能別連携仕様における連携JDDS1002で対応可能（機能要件にある「e-Tax法人税データのほか、法人名簿・決議データ、e-Tax法人税データタイプ、別表16提出法人リスト」をAPIでやりとりした場合に、受信した情報について基本データタイプ上への受け皿グループの規定は不要と認識する）と思料いたします が、松倉ご打ち合わせしたいと。<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：＜有識者構成員としての見方＞<br>事務処理が（実際における事務量が少ない場合や事務量を実現するにあたり技術的ハードルが高い場合は、実装類型を【標準オプション機能】として定義する予定）に解釈する。 | 参照件数集の回答数（自治体分）<br>本回答：2回答<br>0件：4回答<br>1～200件：2回答<br>201件以上：1回答<br><br>e-Tax法人税データ等は多くの団体で参照しておらず、かつ、実装必須機能での実現性が乏しいため、標準オプション機能で新規に要件を追加する。<br>なお、地方税共同機構からの指摘を１行、機能要件を下記の通り修正する。<br><br>【標準オプション機能】<br>国税情報システムからeLTAXに連携される必要なデータをeLTAXから取り込めること。<br><br>【理由の考え方・理由】<br>WebAPIを利用してeLTAXから地方システムに連携することも可能であることから本要件を追加している。<br>必要なデータとは、e-Tax法人税データ、法人名簿・申告決議データ、e-Tax法人税データタイプ、別表16提出法人リストを想定している。<br>なお、e-Tax法人税データ、法人名簿・申告決議データ、e-Tax法人税データタイプ、別表16提出法人リストを参照するかどうかは団体の運用によって分かれるため、標準オプション機能としている。 |
| 2 | | | eLTAXS統要改 | eLTAXS統要改により、団体間広域機能等が、審査システムから地方税外部連携システム へ移管されることから、業務フロー図に「eLTAX審査システム」という文言を使用しているので、「eLTAX地方税外部連携システム」へ修正する。 | ● | | | | | ● | 1.6 | 法人基本情報管理 未収法人調査 | 「eLTAX 審査システム」 | 「eLTAX 地方税外部連携システム」 | | … | 要検討 | eLTAXS統要改に対応するため。 | … | Q11「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：特に意見なし<br>（広市）：同意<br>（市）：意見なし<br>（県市）：意見なし。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：ご存知かと思いますが、令和８年３月の地方税外部連携システム稼働までは現行のeLTAX審査システムにてデータ連携されます。標準仕様書の是 各意見は令和７年４月２日ですが、５月頃から変更して問題ないでしょうか。<br>（デジタル庁）：<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：事務処方針に関同する。 | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：<br>（広市）：<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：実装ございません<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）： | 地方税共同機構の意見通り、地方税外部連携システムの稼働は令和３年９月であるため、６回（令和３年８月末決定予定）に持ち越す形とする。 |
| 3 | | | eLTAXS統要改 | 上記同様 | ● | | | | | ● | 2.4 | 申告登録 課税標準額通知 データ 連携 | 「eLTAX 審査システム」 | 「eLTAX 地方税外部連携システム」 | | … | 要検討 | eLTAXS統要改に対応するため。 | … | Q11「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：特に意見なし<br>（広市）：同意<br>（市）：意見なし<br>（県市）：意見なし。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：上記と同様<br>（デジタル庁）：<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：事務処方針に解同する。 | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：<br>（広市）：<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：実装ございません<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）： | 地方税共同機構の意見通り、地方税外部連携システムの稼働は令和３年９月であるため、６回（令和３年８月末決定予定）に持ち越す形とする。 |
| 4 | | | eLTAXS統要改 | 上記同様 | ● | | | | | ● | 2.5 | 更正決定処理 更正決定処理 | 「eLTAX 審査システム」 | 「eLTAX 地方税外部連携システム」 | | … | 要検討 | eLTAXS統要改に対応するため。 | … | Q11「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：特に意見なし<br>（広市）：同意<br>（市）：意見なし<br>（県市）：意見なし。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：上記と同様<br>（デジタル庁）：<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：事務処方針に解同する。 | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：<br>（広市）：<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：実装ございません<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）： | 地方税共同機構の意見通り、地方税外部連携システムの稼働は令和３年９月であるため、６回（令和３年８月末決定予定）に持ち越す形とする。 |
| 地方団体からの要望等による標準仕様書見送し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | 事務局からの提案 | 公印について、議元意上は「公印・表示文は不要」となっていることから、レイアウトから削除する。 | ● | | ● | | ● | | 110007 | みなす申告通知書 | | レイアウトから公印削除 | | | 報告 | レイアウトと印字項目議元意間の齟齬を修正するため | … | Q11「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：特に意見なし<br>（広市）：同意<br>（市）：意見なし。<br>（県市）：意見なし。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：いただいた修正方針で問題ございません。<br>（デジタル庁）：その他<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：事務処方針に解同する。 | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：<br>（広市）：<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：市町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）： | 公印が必要と意見があるが、帳票要件に記載の通り、みなす申告通知は法令上義務付けられたものではないため、公印は不要である。<br>以上のことから、要望を修正する。 |
| 2 | | | 事務局からの提案 | 法令上必須でない公印について、議元意上はオプション項目に解釈し、レイアウトから削除する。 | ● | | ● | ● | ● | | 0110036 | 申告勧奨通知 | 9 公印　実装必須項目 | 9 公印　標準オプション項目<br><br>レイアウトから公印削除 | | | 報告 | 法令上の整合性を確保するため。 | … | Q11「要件（変更後）」に記載のとおり | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：特に意見なし<br>（広市）：同意<br>（市）：意見なし。<br>（県市）：意見なし。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：いただいた修正方針で問題ございません。<br>（デジタル庁）：その他<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）：事務処方針に解同する。 | （広市）：<br>（江市）：<br>（大市）：<br>（広市）：<br>（市）：意見なし<br>（県市）：修正案のとおりで問題ありません。<br>（消）：<br>（子市）：<br>（中市）：<br>（広市）：<br>（人市）：<br>（地方税共同機構）：<br>（デジタル庁）：市町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。<br>（総務省デジタル統括アドバイザー）： | 要望を修正する。 |